

# 中国における所有制度の変容

—国有企業民営化の源流—

楊 東

- I はじめに
- II 世界範囲における所有制度の発展の概要
- III 改革開放以前の伝統的社会主义公有制
- IV 改革開放後における所有制度の発展
- V 所有制度の新たな発展と動向： 16 回党大会と 16 期三中全会
- VI おわりに

## I はじめに

中国は、1949 年建国後、旧ソ連の影響を受け、「国有化政策」と「社会主義改造」を推進し、伝統的な社会主義公有化を目指した。その後 1956 年前後に至り、伝統的社会主义公有制が確立されるとともに、資本主義私有制が解体し、資本主義的なものである株式市場・証券市場も消滅した。

その後、「反右派闘争」（1957 年）、「文化大革命」（1966－1976 年）などの政治運動が繰り返され、経済発展と社会進歩が大きく停滞した。このような政治の混乱状態と集権型計画経済体制の弊害による経済不振から脱出するために、「文化大革命」後の 1978 年から、中国は改革開放政策に転換し、公有制理論を発展させながら、経済発展に取り組んできた。

集権型計画経済から市場経済への移行は社会主義市場原理構築とともに 1978 年から始まり、農村における人民公社の解体と農家個別請負制への移行、流通経済に対する統制の撤廃、対外貿易の拡大、外国資本の導入などを進めてきた。更には、1984 年から都市部の経済改革もはじまり、国営企業改革における株式会社制度の導入がはじまった。その後、市場経済化が促進されたが、1989 年の天安門事件で停滞した。

1992年、鄧小平氏の南巡講話を受けて中国共産党第14回党大会は思想面における社会主義と資本主義の路線論争を終結させて、株式制度導入と市場経済化が再び推進された。第14回党大会で打ち立てられた「社会主義市場経済理論」が1993年改正憲法において定着し、「社会主義市場経済」の規定が設けられた。社会主義公有制理論を発展させた第14回党大会と1993年憲法改正は、1990年代全体にわたる改革の基盤を築き、資本主義と社会主義の結合でもある社会主義市場経済の道を模索し始めた。そして、1997年第15回党大会における公有制概念の拡大が所有理論を一層発展させた。

2002年11月の第16回党大会において、中国共産党は、新しい国有資産管理体制の構築を目標として掲げ、国有企業の財産権・所有権の改革を本格的に推し進めて行く方針を打ち出した。2003年10月11日から開催された共産党第16期第3回全体会議（16期三中全会）において、「近代的財産権制度の構築」と並んで、「株式制は公有制の主な実現形態である」との方針が初めて打ち出された。これにより、大型国有企業の株式制による全面的民営化（私有化）が示唆されたのであった<sup>11)</sup>。

中国の現状は、「経済分野において、鄧小平の南巡講話後における実践をふまえ、公有制概念の拡大が15回党大会によって確認されたことである。そして、伝統的な社会主義制度の変容が進行し、株式制度や証券制度に代表される資本主義制度が広く導入され、非社会主義的経済要素が増大しており、「溶解する社会主義」、「資本主義へのソフトランディング」、「党営資本主義」、「官僚資本主義経済」などと形容されるほどである<sup>12)</sup>。」

筆者は、これまで国有企業改革と国有株削減の法的諸問題を研究してきたが<sup>13)</sup>、国有企業の民営化、私有化の現状をより深く理解するために、その本質と源流となる社会主義公有制の変容の状況を考察しなければならない。本稿は、党大会と憲法改正を総括しながら、「今まで中国の所有制度はいかに変容してきたのか」に対して、歴史的な考察を行った後、2002年の16回党大会、2003年の16期三中全会における所有制度の現状を分析し、2004年の憲法改正を検討してみたい。



## II 世界範囲における所有制度の発展の概要

中国の所有制度の変容を考察する前に、まず世界的な範囲における所有制度の発展、社会主義公有制理論の発展の歩みを見てみたい。

所有制の具体的な意味について、理論界と学術界では統一的な見解が形成されてない。それは一般的に二つの面から理解できる。一つは、狭い意味における理解であり、生産手段の占有形式の基本形式は、私有制と公有制という二つに分けられる。もう一つは、広義的な理解であり、国有、集団、個人、私営、外資と混合などの所有形式が挙げられる<sup>(4)</sup>。

世界歴史上における所有制形式の発展は、三つの段階を経た<sup>(5)</sup>。

第一段階は、イギリス産業革命から 20 世紀はじめまでである。この段階において、自由資本主義私有制から現代資本主義私有制へ転換した。自由資本主義私有制の特徴は、資本家が生産手段を占有し、労働者は生産手段を所有せず、資本家に搾取される。20 世紀はじめから株式制が活発に発展し<sup>(6)</sup>、生産手段の所有者は、資本家に限らず、他の社会メンバーと個人（労働者を含めて）も株式所有を通して、ある一定の生産手段所有権を獲得できた。

第二段階は、社会主義公有制の誕生である。20 世紀 20 年代末までに、旧ソ連が伝統的な生産手段社会主義公有制を確立した。1950 年代のスターリンの『ソ連社会主義の経済問題』の中で、この社会主義公有制が二つの形式：全人民所有制と労働者集団所有制を含めると解釈した。中国、東ヨーロッパの国、ベトナムなどの社会主義国家がこの旧ソ連の社会主義公有制と類似した社会主義公有制度を確立した。

第三段階は、1970 年代からの所有制の発展である。主に二つの変化がある。第一は、現代資本主義私有制が当代資本主義私有制へ発展したことである。主要な表現は、株式制における従業員持株の規模の拡大である。1970 年代以来、先進資本主義諸国の株式会社が次々と「従業員持株制度」を推進してきた。この制度の広範な実施により、より多くの労働者が株式を持つようになり、たくさんの社会メンバーが生産手段の所有権を獲得した。これは、資本主義私有制における質的な変化である。第二番目の変化は、社会主義の国家が改革を通して伝統的社会主義公有制形式を変えたことである。社会主義経済建設の実践から証明されたように、伝統的社会主義公有制形式（全人民所有制と労働者集団

所有制)が社会主義諸国の建国初期において積極的な役割を果たしたが、経済発展につれて次第に生産力発展の阻害要素となった。これに対して、中国、旧ソ連、東ヨーロッパ社会主義諸国が、それぞれ違った所有制改革を進めてきたが、株式制を導入した点においては共通である。

次に、マルクス、エンゲルスの社会主義所有制、社会主義公有制についての論述を考察してみよう<sup>(7)</sup>。

マルクス、エンゲルスは『共産党宣言』において、資本主義社会のブルジョワジー（資産者）とプロレタリアート（無産者）の分析を通じて、資本主義の基本矛盾の尖鋭化、生産力の高度の発展、資本主義的生産手段の私有制はもはや生産力の発展に適合しなくなり、経済危機が絶えず起こり、社会の富の大量浪費など、とりもなおさずこれらの事柄は生産手段の私有制は公有制（生産手段の社会化のこと）にとって変わることを要求していると考えた。また、マルクスは「労働者革命の第一歩はとりもなおさずプロレタリアを統治階級に格上げさせることである」と明確に指摘した。そして「プロレタリアは自己の政治的統治力を利用して、一步一步ブルジョワのすべての資本を奪取し、一切の生産手段を国家に集中、すなわち統治階級であるプロレタリアの手中に収め、かつ可能な限り生産力の総量を増大させるであろう」と。だからマルクスは、社会主義生産手段の公有制を打ちたてるには、ただ生産手段の私有制を変えるだけでなく、可能な限り早く社会の生産力を発展させなければならないと考えた。もし社会の生産力の発展がなかったら、社会主義経済制度は強固に発展することはないのである<sup>(8)</sup>。

マルクスはまた『共産党宣言』において、有名な二つの決裂（決別）を提示した。その第一の決裂は「伝統的な所有関係ともっとも徹底的な決裂を実行する」（私的所有の廃棄のこと）ことであると明確に指摘した。『共産党宣言』はまたプロレタリアが自己の歴史的使命を実現する道筋について論述している。第一に、プロレタリアはまずその民族の範囲内で革命を行い、その国のブルジョアを打倒しなければならない。第二に、プロレタリアは暴力革命を持ってブルジョワの政権を転覆させ、自己の統治を打ちたてなければならない。

マルクスは『資本論』において、プロレタリアは革命を行わなければならない、ブルジョワの生産手段の私有制を取り除かなければならないと述べた。また、プロレタリアの利益を代表して剰余価値の運動法則を明示した。『資本論』第



一巻の結論は「収奪者は収奪される」である。『資本論』第二巻は資本の循環、資本の回転、社会生産の二大部門の再生産の分析を通じて、生産の社会化による大量生産と生産手段の私的占有という理由によって、資本の回転は正常な運用が難しくなるなかで、生産手段の公有制（国有制）が私有制に取って代わることなくして、これらの矛盾は解決することができない、と明示している。『資本論』第三巻でマルクスは平均利潤について分析し、次の結論を出している。すなわち、プロレタリアは一人の資本家から搾取されているのではなく、資本家全体から搾取されているのであり、プロレタリアは一人の資本家を打倒するのではなく、団結して資本家全体を打倒し、資本主義制度を廃止するのである。

それでは、マルクス、エンゲルスが論述した伝統的社会主义公有制に対して、中国においては、社会主义公有制がいかに発展、変容してきたのか。これについて、所有に関する中国共産党の党大会の決議及び中国憲法の発展と改正を紹介しながら、考察してみよう。

### Ⅲ 改革開放以前の伝統的社会主义公有制

『中国所有制改革 20 年』の本の中で、1949 年建国から 1978 年改革開放まで多様な所有形態から単一な社会主义公有制形態までの発展の過程が三つの段階に分けて述べられている<sup>9)</sup>。

第 1 段階は、国民経済回復時期であり、1949 年から 1952 年までである。この時期の特徴は、多様な所有制形態が併存する。

1949 年 9 月、政治協商会議全体会議は「中国人民民主革命綱領草案」、「新民主主義的共同綱領草案」を基礎に、人民政協共同綱領を採択した。これは、建国当初の臨時憲法としての役割を果たした。その第 26 条で「国営経済、協同組合経済、農民と手工業者の個人経済、私的資本主義経済、国家資本主義経済」の五種類の所有制を規定している。この点に対して、西村幸次郎教授は、「ここでは、「新民主主義社会」として民族資本などの多様な経済要素と所有形態の存在を容認しており、そのような状況下では労働・分配原則を規定する条件が存在しなかった。」と指摘している<sup>10)</sup>。

第 2 段階は、社会主义改造時期であり、1953 年から 1956 年までである。

1954年に制定された中国の最初の憲法は第5条で「国家的所有制、協同組合的所有制、単独経営労働者所有制、資本家的所有制」の四種類の所有制を規定している。この1954年憲法に対して、西村教授は、「新民主主義社会」から「社会主義社会」への過渡期の憲法として、なお複数の経済形態と改造政策を規定しており、特に資本家的所有制の存在は労働・分配原則の導入を許さなかった」と述べている<sup>11)</sup>。

中国共産党は、当時全国近代工業と交通輸送の固定資産の80%にあたる「官僚買弁資本」を没収し、かつ残りの20%を占める「民族資本」の社会主義改造を通じて、社会主義全民所有制の企業を創出した。一方、手工業については「合作化」の方法で集団所有制の企業に変身させ、また一旦農民に分配して「私有化」された農地を、農村における生産組織の再編を通じて再び農民から取り上げ、その集団化を成し遂げた<sup>12)</sup>。

社会主義経済制度は生産手段の社会主義的公有制を基礎としている。社会主義的経済制度建設の道程は、とりもなおさずこの方法を採用することであり、性質の異なる生産手段の私有制を社会主義経済的公有制の形式に転換することである。

社会主義改造と国有化政策において、中国共産党は資本主義的私有制を官僚資本と民族資本とに区別し、これらに対し異なる対応を採っている。官僚資本は国家が牛耳る資本主義であり、それは旧社会の国民経済の命脈を掌握している。統計によると、全中国解放前夜、官僚資本は中国全体の約三分の二、全工鉱業と交通運輸業固定資産の80%を掌握していた。中国の官僚資本は極度に腐敗した資本主義的生産関係の所産であり、生産力の不断の発展を著しく阻害し、国民党反動的統治の経済的基礎となっていた。それ故、中国共産党を中心とする人民政権は官僚資本を没収するという方法により、社会主義的全国民所有制を打ちたてた<sup>13)</sup>。

中国の農業協同組合は、自由意思と相互利益、典型的なもので範を示すこと、国家援助の原則に従うこと、この三つを連携して実現した<sup>14)</sup>。

社会主義改造と国有化政策の実施を経て、1956年に中国の生産手段公有制は基本的に打ちたてられた。当時、中国の生産手段所有制の仕組みの特徴は、各業種各部門において、全人民所有制と集団所有制という所有制が支配的な地位を占めていた。



全人民所有制企業は、憲法上社会主義公有制の主要部分として表現されていた(憲法第7条)。全人民所有制とは全人民所有の財産により設立された企業である。一般に、全人民所有制という所有形態にちなんで「全民企業」とも通称されていた。憲法上、「国営企業は全人民所有制経済である」と定められ、政府が全人民所有制の経営管理に直接に当たっていたため、「国営企業」とも呼ばれた。1993年に憲法改正が行われ、従来の「国営企業は全人民所有制経済である。」という文言が「国有経済は全人民所有制経済である。」という内容に改正された後、「国有企業」と呼ばれるようになった。

集団所有制企業とは、本来中国の社会主義経済の一部をなすものであり、労働大衆の出資によって設立された企業である。その企業形態には、都市部の企業と農村地域の郷鎮企業が含まれている。1982年人民公社の解体に伴って農村地域において郷鎮企業が誕生するまでは、集団所有制企業は、主として都市部の企業のみをいい、一般に「集団企業」(原語: 集体企業)と言われている。事業の内容については、集団所有制企業は、主として地域住民の生活に密着した商業や全人民所有制企業から依頼された部品の加工などを営んでいた。

いくつかの業種においては、わずかの個人経済が存在していたが、私営経済と外資経済はまったく存在しなかった。

これは、いわゆる伝統的社會主義公有制である<sup>15)</sup>。

第3段階は、経済大変動時期であり(1957-1978年)、この時期の所有制の特徴は、商品経済と市場の役割を否定し、社会主義公有制が単一化の極端なところまで発展した。

1975年憲法の第5条で、「全人民所有制と勤労大衆による集団的所有制」の二種類の所有制を規定している。1975憲法における社会主義公有制の規定に対して、西村教授は以下のように述べている。「文化大革命期、「プロレタリアート独裁下の継続革命論」と「ブルジョア的権利の制限」の基本理論の下に、非社会主義的要素を一面的に排斥する主観主義的で絶対平均主義的傾向が強調されたため、二種類の所有制に限定し、労働・分配原則を明記することになった<sup>16)</sup>。」

1956年に社会主義改造が完成した後、1978年まで、伝統社会主義公有制理論が支配的な所有形態であった。中国は、旧ソ連の計画経済体制と所有制理論をそのまま借用しなかった。この伝統的社會主義公有制理論は、

上述のようにスターリンによって提唱されたのである。1937年に、スターリンが社会主義公有制を全民所有制経済と集団所有制経済との二つに分け、全民所有制は社会主義公有制経済の高級形式であり、集団所有制は社会主義公有制の低級形式であり、低級所有形式は高級所有形式に発展し、転換していくのである。この伝統的社會主義公有制理論は、中国を含めた社会主義国家に支配的な影響を与えた。

## IV 改革開放後における所有制度の発展

### 1. 11期3中全会における所有制理論の突破

1978年憲法は、1975年憲法と同様に全民所有制と勤労大衆による集団的所有制の二種類の所有制を第5条で規定した。文化大革命は既に終了していたが、そのイデオロギー的影響を濃厚に残している<sup>17)</sup>。

中国共産党11期3中全会（第11回大会第3回中央委員会総会）以来、鄧小平の中国の特色をもつ社会主義建設理論の指導のもとで、中国経済体制改革が全面的に展開され、社会主義公有制のあり方にも重大な変化をもたらした。公有制を主体とし、全民所有制を主導とした個人経済、私営経済、外資経済が併存する所有制の仕組みが出現した。

1981年10月、中国共産党中央と国務院は「広く入り口を開き、経済を活性化させ都市の就職問題を解決することについての若干の決定」において次のように指摘した。わが国都市部の労働、就職問題という長期的で困難な課題を解決するために一方では産業構造を調整し、もう一方で所有制のしくみを整備して、集団経済と個人経済における就職ルートの開拓を重視する。この新しい政策思想の指導のもと、改革開放（政策）の浸透につれて、集団経済と個人経済は引き続き発展した。広東省、福建省など、沿岸開放都市では「三資」（三種の資本形態<sup>18)</sup>）の企業が出現した<sup>19)</sup>。

### 2. 中国共産党第12回党大会と1982年憲法における所有制理論の発展

1982年9月1日に、中国共産党第12回党大会では、二つの面において、所有制理論の突破が現れた。第一に、多様な所有形態の長期的な共存を認め、社会主義初級段階の所有構造を明確にした。第二に、非公有制経済の発展は公有



制経済にとっての「必要的、有益的な補充である」と認識したが、これは伝統的社會主義公有制理論への否定である。

1982年12月4日に、第5期全人代第5回会議で中国現行憲法が採択された。1982年憲法においては、非公有制経済の発展に対して合法的な地位を与えた。「法律範囲内における労働者個人経済は、社會主義公有制の補充であり、国家は個人経済の合法的な権利と利益を保護する」、「国家は法律により公民の私有財産と継承権を保護する」などと規定している。

### 3. 12期3中全会における所有制理論の発展

1984年中国共産党第12回大会第3回中央委員会総会は、公有制を主体とする、多種類の経済的構成要素（機構）が長期的に共同発展するという考え方、理論上一步進んだ認識をもたらした。

全会一致で通過した「中国共産党中央の経済体制改革についての決定」は次のように指摘している。すなわち、一切の要素を動員して、国家の政策と計画の指導のもと、国家、集団、個人が一緒に取りかかるという方針を実行し、多種類の経済形式と多種類の経営方式を堅持し発展させなければならない。

「1984年10月、党の第12期中央委員会第3回全体会議において、経済体制改革に関する一連の重大な理論および実践問題が提起・論断され、中国の社會主義経済は公有制を踏まえた計画的な商品経済であることが確認された。これは経済体制改革、所有制改革についての綱領的な文献である」と評価されている<sup>20)</sup>。

### 4. 1987年共産党第13回党大会と1988年憲法改正<sup>21)</sup>

1987年中国共産党中央委員会13回大会の報告において、公有制を主体とするという前提のもとで、多種類の経済的構成要素を発展させるという考え方をさらに一步進めて明確にした。

1988年4月12日、1982年憲法が第一回目の改正が行われた。1987年から1989年にかけての不動産・開発区ブームの中、土地売買の合法化のために、憲法第10条では土地所有権の譲渡を認めた。また憲法第11条に、「国家は、私営経済が法律の定める範囲内において存在し、発展することを許可する。私営経済は、社會主義公有制経済を補完するものである。国家は私営経済の合法

的な権利及び利益を保護し、私営経済に対して指導、監督及び管理を実行する。」を追加し、規定した。

憲法第10条第4項「いかなる組織又は個人も、土地を不法に占有し、売買し、若しくは賃貸し、またはその他の形式により不法に譲渡してはならない。」を「いかなる組織又は個人も、土地を不法に占有し、売買し、またはその他の形式により不法に譲渡してはならない。土地の使用権は、法律の規定により譲渡することができる。」に改めた。

## 5. 1992年中国共産党第14回党大会と1993年憲法改正<sup>23</sup>

1989年の「天安門事件」、そして1991年のソ連社会主義崩壊など一連の歴史的な衝撃を受けた中国は、社会主義基盤に危機感を持ち、思想面で「反ブルジョア自由化」、「反和平演変」<sup>24</sup>などのキャンペーンを積極的に展開した。他方、経済面においては、1978年以來の改革開放政策が批判され、株式制などの資本主義制度も反撥され、「左」<sup>25</sup>の思想が主流となった。国有企業改革における株式制度の導入、株式市場の発展は停滞した。

このような状況のもとに、1992年春、中国改革開放の「総設計師」と呼ばれている鄧小平が改革開放の先進地広東省の深圳経済特区をはじめ南方の各地を訪れ、飛躍的な経済発展を目のあたりにして、改革開放の加速化を決意した。鄧小平が南方視察に際して、重要な講話を発表し、中国全土に、改革開放を加速する大号令を発した。これは、歴史的な意義を持つ「南巡講話」と呼ばれている。

「改革開放は大胆な実験だ。見通しをつけたら、大胆に挑み、前進しなければならない。深圳の重要な経験がそれだ。<sup>26</sup>」

「社会主義が発展するか否かを判断するには社会主義の生産力が基準になるべきだ。社会主義国家が人民の生活を向上しうるかどうかを見なければならない。」

「計画と市場は、社会主義と資本主義の本質的区別ではない。計画経済イコール社会主義ではない。資本主義にも計画がある。市場経済がイコール資本主義ではない。社会主義にも市場がある。計画、市場は経済手段だ。社会主義の本質は生産力の解放であり、社会主義は最終的に共同の豊かさを達成しなければならない。」



「株式は資本主義的だという人がいる。我々は上海と深圳で試してみたが、結果は成功だ。資本主義がもつ手法の中には、社会主義制度でも利用できるものがある。」

「一緒に豊かになる構想はこうだ。条件がよいところが悪いところを引っ張り、最後に一緒に豊かになるのだ。先に豊かになったところが税を多く出して、他の発展を助けるのだ。」

「改革開放の歩みを速めず、敢えて突破せず、資本主義のものが多くとか、資本主義の道を歩んでいるのではないかとあれこれ恐れている。大切なのは、「資」か「社」かという問題だ。これについての判断基準は、主として社会主義社会の生産力の発展に有利か、社会主義国家の総合力の増強に有利か、人民の生活水準の向上に有利か否かであるべきだ。」

鄧小平氏の発言は、指導的な意義を持ち、人々の思想を解放させ、中国は、再び改革開放のテンポを速めた。1992年の経済成長率は12.8%を記録し、以後、高度成長を展開することになった。

改革開放の加速で、株式制度を速く導入しようとする動きが展開された。1992年10月に「社会主義市場経済」を打ちたてた第14回中国共産党大会では、江沢民氏は「株式制度は政府と企業の経営メカニズムの転換、更には社会における資金の調達に役立つため積極的に試行し、健全に発展させるべきである」との報告を行った。この報告で「1990年代の指針は、社会主義市場経済を打ちたてることである」と明記した<sup>99</sup>。

中国共産党第14回党大会後、1993年3月、憲法改正が行われた。今回の憲法改正は<sup>100</sup>、「社会主義初期段階」、「中国の特色をもつ社会主義建設の理論」（前文）という文言を加え、そして「国営企業」を「国有企業」（7条<sup>101</sup>）に変更して、「国家の統一的指導への服従と国家計画の全面的達成を前提として」を削除した<sup>102</sup>。

また、15条の計画経済についての条文を全面的に改正した。「計画経済」、「経済計画の総合的均衡と市場調節の補助的作用を通じて、国民経済の釣り合いの取れた発展を保証する」および「国家経済計画を破壊する」という文言を削除し、「国家は社会主義市場経済を実施する。国家は経済立法を強化し、マクロコントロールを完全なものにする。国家は、いかなる組織または個人であれ社会経済秩序を攪乱することを法によって禁止する」とした。1992年10月

の14回党大会において、改革開放路線の中心概念として確認された「社会主義市場経済」の新しい言い方が本条に導入された。

この憲法改正において最も重要なことは、「社会主義市場経済」という文言を導入したことである。現行憲法に対する「社会主義的商品経済」、「計画経済を主とし、市場調整を従とする」（これは1982年第12回党大会で既に言われている）の改正提案の他に、「公有制を基礎とする計画的商品経済」（1984年）、「計画と市場が内在的に統一された体制」（1987年第13回党大会）、「計画経済と市場調整を結びつけた経済体制」（1989年13期四中全会）という言い方が登場したが、鄧小平の南巡講話——「資本主義には計画があり、社会主義にも市場がある。市場経済は資本主義と社会主義を区別する唯一の基準ではない。」（1992年10月第14回党大会）が採用され、第15条に導入されたのである。

社会主義市場経済の基本的な特徴としては、「公有制経済を主体とする多種経済成分の共存」、「国有資産所有権の明確化」、「すべての生産要素の商品化」、「市場メカニズムを社会資源配置の基本形式とする」、「社会の全員が公平と効率を結びつけた原則に基づいて分配を受ける」、「市場を十分に発展させた上で、市場調節と計画調節との結合を実現すること」<sup>98</sup>の六点が挙げられている。

このような社会主義市場経済の特徴に対して、西村教授は、「以上のメルクマールは、全体としても、また、一つ一つを取っても問題を含んでいる」と指摘し、次のように分析している。「多様な経済形態の存在を容認する点で、1950年代の「新民主主義経済」との類似性をもっている。ただし、中国経済の発展に期待を集める「三資企業」（全額外資、合弁、合作）という「国家資本主義」が、50年代のそれとは異なる性質・役割をもっていることに注意を要する。つまり、50年代には国内資本に対する国家資本主義による国有化を明確にしているが、現在では外国資本を積極的に導入するとともに、それらに対する国有化に言及しない。これは、社会主義国家の崩壊・変容を前に国際経済秩序に対する中国側からの積極的な対応を意味するものである。資本主義へのソフト・ランディング（軟着陸）を構想するものとはただちには評価できないが、「競争社会」と失業・格差を容認するなど、これまでのような社会主義と異なることは確実である<sup>99</sup>。」

他に、「この社会主義市場経済には、「計画指導性のある市場経済である」という注釈がついている。このことは、実質的には、政府のマクロ管理による市



場経済ということになり、日本の経済体制と大差がないことである。ただ、日本の経済体制と異なる点は、「公有制を基礎とする」という原則である<sup>89</sup>」というような見解もある。

この社会主義市場理論には、まだまだ多くの疑問点が残されているが、この理論の創出によって、株式市場・証券市場の発展と国有企業改革を促進したのは、確実なことである。

このように、社会主義計画経済から市場経済の転換期にある中国は、理論面において、社会主義公有制と市場経済とを結びつけた社会主義市場経済の理論を創造しながら、憲法改正まで進み、証券制度・株式制度の導入にも寄与した<sup>90</sup>。

## 6. 1997 年第 15 回党大会における所有制理論の突破

1997 年 9 月 12 日に、中国共産党第 15 回全国代表大会が北京で開幕した。江沢民氏が「鄧小平理論の偉大な旗印を高く掲げて中国の特色をもつ社会主義を建設する事業を全面的に 21 世紀に推し進めよう<sup>91</sup>」という報告<sup>92</sup>を行った。江報告は、「左派」からの様々な批判を念頭におきながら、「(五) 経済体制改革と経済発展戦略」において、所有制理論に対する新しい突破となる公有制概念の拡大について、混合所有制、公有制の主体的地位、公有制の実現形態、非公有制経済の諸点を論じた。

要するに、15 回党大会報告は、所有制の構造形態と分配形態に対して新しい認識を示したが、その最大の特徴は「公有制概念の拡大」にある<sup>93</sup>。

具体的には、①混合所有制を容認した。江報告は、「公有制経済・国有経済と集団経済を含むだけではなく、混合所有制経済の国有成分と集団成分をも含んでいる。」とする。この点は、従来の「純粹の国有」のみを国有とする観念を打破し、混合所有制企業のために垣根を取り除いた。混合所有制企業の中の公有制部分には、株式会社の国家株や合弁企業の国家出資部分も含まれることとなる。

②公有制の主体的地位について柔軟な解釈を示した。江報告は、「公有制の主体的地位は主に、公有資産が社会総資産の中で優位を占め、国有経済が国民経済の命脈を握り、経済発展に対し主導的役割を果たすことに体现されている」、「国有経済の主導的な役割は主に規制力に現れている。国有経済の配置を戦略

的に調整し、国民経済の命脈にかかわる重要な業種とかぎとなる分野では、国有経済が支配的地位を占めなければならない」とする。公有制を主体とすることは、従来主体を占める持分の比率が「大きければ大きいほどよい」と理解されてきたが、江報告では、主体は優位であり規制力であるとする考え方が明確にされている。この主体は、地区、業種において相違があり、単純量の比率で判断するものではないとされる。そして、合併企業を公有制の範疇に組み入れる理由として、「合併企業には、国家の持分と集団の持分があり、公有制が始終なお主体的地位にある。かなりの部分は国家と集団が過半出資していて、これらの企業ははっきりした公有の性格を帯びており、公有資本の支配範囲の拡大に有益である<sup>89</sup>」ということが説明される。

③非公有制経済が社会主義市場経済の重要な構成部分であるとした。

④公有制の実現形態について、江報告は「公有制の実現形態は多様化することができ、またそうすべきである。社会化生産の法則を反映する経営方式と組織形態はすべて大胆に利用してよい」、「株式制は現代企業の資本組織形態の一種で、所有権と経営権の分離に役立ち、企業と資本の運行効率の向上に役立ち、資本主義はこれを利用することができ、社会主義もこれを利用することができる。株式制は公有であるか、それとも私有であるかとおおざっぱに言うことはできない。カギは持ち株権が誰の手にあるかである。国と集団が株主であれば、顕著な公有制を持ち、公有資本の支配範囲の拡大及び公有制の主体的役割の増強に役立つ」とする。

この考え方は、11期3中全会以来18年間の模索の結果であるだけに大きな期待がもたれている。現在、公有制実現形態には、国有独資公司、集団経済、株式制、株式合作制、社会基金所有制経済、委託経済、資産経営責任制の各種がある<sup>90</sup>。

特に、株式制は資本主義の「専売特許」であるとする考え方を打破し、「今後株式会社の形態を大量に利用して国有企業に対して改組を行い、資本を紐帯として市場を通じて比較的強い競争力を具える。地区をまたぎ、業種をまたぎ、国の経営をまたぐ大企業集団の形成のために思想認識上の障害を取り除いた」とされる。また、株式合作制経済は、「改革における新しい事物」として「勤労者の労働連合と勤労者の資本連合を主体とする集団経済」（江報告）であり、「公有」に属することが明確にされた。



このように、江沢民氏の15回党大会の報告は、初めて理論上、株式制と株式市場における「名義」の問題を解決した。社会から大きな反響があった。中国の学者・専門家が高く評価した。

全人代財經委の副主任董輔礪氏が「江沢民同志が報告の中に公有制への多様な実現形式を検討しようとして提出したことは、少なくとも二つの役割がある。一つは、公有制の実現形式が単一的であるという人々の認識を是正する。第二は、人々を公有制の新しい実現形式を積極的に模索し創造させるように励ますのである。……現在公有制実現形式の多様化を提唱するのは、国有企業改革という現実的な需要に適応している<sup>98)</sup>」と指摘した。

国務院発展研究センターの研究員呉敬璉氏は、次のように述べている。「江沢民総書記の報告は改革の推進にあたる肝心な問題を掴んでいる。所有制理論上の重要な突破である。主に三つの面で表している：第一に、公有制を主体とする前提に、国有経済の比重が少し減少しても、我国の社会主義公有制の性質に影響しない。第二に、公有制経済の意味を全面的に認識し、公有制の多様な実現形式を探す。社会化生産規律を反映する経営方式と組織形式も大胆に利用すべきである。第三に、非公有制経済に対する認識も大胆に突破された。……この三つの面での論述は、社会主義理論の中の一つの重大問題を解決するとともに、鄧小平理論への運用と発展である<sup>99)</sup>。」

## 7. 1999年3月の憲法改正

第15回の党大会の影響を受けて、1999年3月15に、第三回目の憲法改正案が採択された。

第6条においては、「国家は社会主義初級段階において、公有制を主体とし、多種類の所有制経済がともに発展するという基本的経済制度を堅持し、労働に応じた分配を主体とし、多種類の分配方式が併存する分配制度を堅持する」と規定し、多種の所有制経済・多種の分配方式を容認した。

憲法第8条第1項において、統一と分配の結合する二重経済体制を憲法に定着させたのである<sup>100)</sup>。

第11条においては、「个体経済・私営経済」を「社会主義市場経済の重要な構成部分」とした<sup>101)</sup>。これまでは「社会主義公有制経済の補完物」と位置づけた文言に代わるものである。改正案の審議過程では、私営企業の位置づけにつ

いて、もっと積極的に扱うべきだとする主張とこれに抵抗する主張が綱引きになり、結局は現状を追認する形で線が引かれたものとみてよい。前進を狙う改革派の思想と現状を急激に変更するのを嫌う思想が対立し、イデオロギー的な論争が展開されたが、結局は「痛み分け」の形とみてよいであろう。

このように、1987年に「公有制経済の補完物」として認められた私営企業は、鄧小平理論を指導思想とし、所有制の多様化や非公有制経済の保護強化を打ち出した第15回党大会（1997年）の決議を承けて、1999年憲法改正で「社会主義市場経済の重要な構成部分」に格上げされ、従来認められていなかった貿易・金融・交通・通信分野にも参入できるようになった<sup>43</sup>。

その背景については、第一に「国民経済の快速成長を支持している」ことである。改革・開放以来、国民経済全体の成長率は年平均で9.5%であるが、「个体私営経済」は20%を超えている。第二に「就業の道を広げている」。最近では毎年六百万人近くに雇用を提供し、「就業圧力を効果的に緩和し、社会安定を促進し、国有企業の改革深化、減員増効、下崗分流のためにかなり大きな余地を提供してきた」。第三に「人びとの多様化した需要を満たしている」。「个体私営経済」は第二、第三次産業に分布し、「点が多く面が広く、経営が柔軟で」、「商品市場を豊かにし、多様化した社会サービスをも提供している」。第四に「大衆を富裕にし、国家財政収入を増やしている」。数千万人の大衆は「个体私営経済」に従事して、収入を増し、生活を改善し、同時に国家のために税源を広げた。第五は「経済構造調整を推進し」、そして第六に「社会主義市場経済体制の確立と完備を促進した」といわれるのである。

憲法の中で、非公有制経済の法的地位を明確にすることは中国の政治、社会と経済の発展が新たな一ページを開いたことを示すものである。

## V 所有制度の新たな発展と動向： 16回党大会と16期三中全会

### 1. 「三つの代表論」の提出

江沢民氏は2000年3月に、共産党は「先進的生産力」「先進的文化」「人民の根本的利益」の3つを代表するとの党建設の思想キャンペーン（三個代表論）を行った。「三つの代表」とは、党が第一に「中国の生産力の発展という要求」、第二に「中国の先進的文化の前進方向」、第三に「もっとも広範な中国



人民の根本的利益」を代表するということである。江沢民「講話」は「三つの代表」の要求を貫徹することを指摘し、「党の労働者階級の前衛としての性格を堅持し、つねに党の先進性を保つ」ことを確認するとともに、「同時に経済発展と社会進歩の実情にもとづき、党の大衆基盤を拡大し、党の社会的影響力を高める」ことも強調した。

これは、マルクス主義理論からいえば相当な理論的突破であり、共産党の性格付けにも関連する重大な理論的問題である。

さらに 2001 年 7 月 1 日、中国共産党成立 80 周年の記念大会で江沢民氏が重要な講話を行った<sup>44)</sup>。この講話は「七・一重要講話」と呼ばれている。

「七・一重要講話」で最も注目されたのは、個人経営者や私営企業家の入党を示唆したことである。

生産手段公有制を本義とする社会主義国家として私営企業の存在は 1970 年代末まで許されていなかったが、1987 年に公認され、1991 年には政府の定義による私営企業(資産が私人の所有で従業員を 8 人以上雇用する営利企業)は 107,000 存在し 180 万名雇用していた。2000 年末では私営企業数 176 万、被雇用者は約 2,400 万名に達するばかりでなく、個人企業が 3,000 万存在し、国有企業リストラの受け皿ともなり、GDP の 1/4 を生み出していると報道されている<sup>45)</sup>。

こうした経済の実勢を背景に、「个体私営」を含む「非公有制経済組織」での党組織の建設と入党が推進されてきた。2001 年の第 1・4 半期に、非公有制企業のなかに 4000 の党組織が創設され、非公有制経済組織の党組織はすでに 44000 に達している。浙江省だけで、非公有制企業に 155000 人の党員がおり、党組織が 10927 も作られている<sup>46)</sup>。

こうした経済実勢から、「个体私営経済」に従事する階層を取り込むことで、共産党政権が支持基盤を広げるためであろう。

しかし、この方向転換に対する批判も強いのである。

「われわれは共産党で、共産党は社会主義をやる!」。そして「無数の歴史事実が証明しているように、若干の常識的な問題で、人々がしばしば簡単に過ちを犯し、しかもつねに深刻な過ちを犯し、甚だしくはきわめて重大な過ちを犯してしまうからだ」と指摘し、「いま中国社会のさまざまな領域で、資本主義勢力の存在と発展はすでに明々白々で、議論の余地のない客観的現実となっ

ている。社会主義と資本主義のどちらがどちらを利用し、どちらがどちらに勝利するのか。この根本的問題はまったく新しい形態をとって、先鋭的にわれわれの前におかれている」と厳しい現状認識を示している。

こうした観点から、非公有制経済の発展、所有制度にかかわる新しい変化に対しても警戒感を隠さず、「社会主義は社会公正＋市場経済であるということで、民営経済と非公有制経済の名前の下で私有化と世界経済への参入を大いに提唱し、中国共産党を社会党に改称することを推進し、これを中国政治体制の改革の主要任務とする」<sup>60)</sup>と批判するのである。

国有企業改革についても、一般的な見解とは違う非公有制経済の優遇を批判する立場から異論を提起している。「なぜ国有企業の経済効率が下降したのか」

と問い、その「原因の一つは税金の不平等だ」というのである。1997年に「个体私営経済」がGDP全体に占める割合は24.4%であり、外資企業を加えれば、非公有制経済のGDPに占める割合は三分の一となる。ところが、非公有制経済の納税は工商税全体のわずか7%にすぎない。93%の工商税は公有制企業による納入ということになる。「これで公平といえるか」と主張する。

1996年には国有工業の生産は全国工業の三分の一であり、国に納める利潤と税金は全体の三分の二であり、国有企業の税負担は集団企業の1.7倍、株式制経済の6倍、外資企業の3.1倍、个体私営経済の14倍も多いというのである。

国家統計局の『中国情報報』(2000年11月6日)に掲載された国家統計局副局長(邱曉華)の論文が196の業種のうち、146の競争業的な業種から国有企業は撤退するべきだと主張したが、これに対しても厳しい批判を展開している<sup>61)</sup>。

共産党政権の生き残りには非公有制経済を肯定し、「个体私営経済」従事者の入党を受け入れる方向への転換しかないかもしれないが、2001年7月1日の江沢民氏の「七・一重要講話」が発表された後、新たな社会主義公有制、所有制度にかかわる新たなイデオロギー的な論争が展開されたのである。

その背景は複雑であるが、根本的な原因は今までの改革開放政策を推進し、国有企業改革における株式制度の導入によってもたらされた社会の変化がある<sup>62)</sup>。

今までの社会主義と資本主義、公有制と私有制に関する論争は、主に経済面、



経済体制を中心に行われてきた。2000年の「三つの代表理論」と2001年共産党80周年における江沢民「七・一重要講話」に関する論争から分かるように、社会主義公有制を中心とする所有体制の問題が政治面にも反映しつつある。

このような中国の新しい状況に対して、中国法学者西村幸次郎教授は以下のように指摘している。「私営企業の経営者に対する基本的対応にも変化が起きつつある。IT化（情報技術化）の進む中で、従来のような一党支配体制では多様な意見と利益を反映し実現することができないため、社会の安定を維持しつつ、民主諸党派との合作（協力）がますます重要となってきたことである<sup>63</sup>。」

政治体制改革の面において中国共産党はいかなる手法を採るかは、現時点に確定できないが、経済面における所有制度の発展は、既に政治面での変化をもたらしたことは、確実なことである<sup>64</sup>。

## 2. 16回党大会

2002年11月8日から14日まで中国共産党第16回党大会が開催された。まず、「三つの代表」思想は、「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想及び鄧小平理論の継承及び発展であり、…中国共産党の集団的思想の結晶であり、党が長期にわたって堅持すべき指導思想である」と書きこまれた。

今回の党大会の最大の焦点は指導部の世代交替とならんで、私営企業家の入党をどんな形で認めるかであった。そして江沢民は「三つの代表」思想にもとづいて「私営企業のオーナーなどの社会層は、中国の特色ある社会主義事業の建設者である。彼らの創業精神を励まし、彼らの合法的權益を保護しなければならない」という報告を行い、私営企業家に共産党の門戸を開くことを公式に宣言したのである。

もちろん、これがただちに中国共産党のブルジョア的変質であるなどというのは短絡的すぎる。多くはないが企業家黨員はすでに存在するし、中には私財を投じて故郷の経済発展に貢献する企業家黨員もいる。しかし、今回の門戸開放は、資本家を積極的に党内に呼び入れることで党を市場経済に順応させようとするものであり、共産党の組織基盤に大きな変化をもたらさずにはおかない決定であることだけは疑いない。

さらに市場経済の下で、つまり必然的に商業的競争を呼び起こし、その競争

が経済的な勝者と敗者を生み出して社会的階層分化を促進せずにはおかない経済関係の下で、共産党が党内に資本家を引き入れ、労働者階級の革命的前衛から国民政党内へと転身することの結果は明らかである。

近い将来とは言わないが、党はいずれ資本と賃労働の間に横たわる非和解的対立に引き裂かれ、肅正と組織分裂をはらむ激しい内部抗争に直面し、経済の実権を握る私営企業家たちの「合法的權益を保護」するために労働者大衆の利益を抑圧する政党へ、つまり文字通りのブルジョア政党へと変質するか否かの岐路に立たされるに違いない<sup>69</sup>。

所有制に関しては、15回党大会で、公有制を拡大して再定義するとともに非公有制も社会主義市場経済を構成するものとして奨励する方向が打ち出されたが、今党大会でも「公有制と非公有制を対立させることなく互いの優位性を発揮しながら共に発展することが可能である」と、より対等な立場が強調された。

とくに、「国内民間資本の市場参入分野を拡げ、投融资、税收、土地使用、对外贸易等の面で公平な競争が実現するよう措置をとる」と、これまで現実には国有企業との対等な競争基盤を持たなかった民営企業に対し、より踏み込んで支援する方針が明記された。

また、「社会変革の中で出現した民営科学技術企業の創業者や技術者、外資企業に招聘されている管理者や技術者、個人経営者、私営企業オーナー、仲介組織の従業員、自由業者等の社会階層は、いずれも中国の特色ある社会主義事業の建設者である」とし、「すべての合法的労働所得と合法的非労働所得を保護すべきである」、「個人財産保護の法律制度を整備する」などを明確に打ち出した。「個人財産」と「私有財産」は完全に同じものではなく、的確な法律概念ではないが、「個人財産を保護する法律制度」は実際に私有財産権制度である。この概念が初めて党の全国代表大会で正式に提出されたことは、画期的な意義がある。

つまり、一方では、いささかも動揺することなく公有制経済をうち堅め発展するとし、国有企業に関しては、その経済的実力を発展させ、国有経済が国民経済の命脈をコントロールすることが、社会主義制度の優越性を発揮し、中国の経済的実力、国防力及び民族的団結を高める上でカギとなる役割をもっているとする。ところが続けて、これまたいささかも動揺することなく非公有制経



済の発展を奨励し、支持し、導いていくという発言が現れるのである。そして結論として、「公有制を主体とし、非公有制経済の発展を促進して、社会主義現代化建設のプロセスにおいて両者を統一させるべきであり、両者を対立させてはならない。各種の所有制の経済は、市場競争のなかでそれぞれの優越性を発揮し、相互に促進し、共同で発展することができる」としている。このような報告の基調から、国有企業を今後どのような方向に導いていくか、より基本的には社会主義経済のなかで国有企業が占める役割をどのように位置づけるかについて、具体的な指針を展望することは困難である。

また、16回党大会では、新しい国有資産管理体制の構築が大きな政策として掲げられた。

「国は法律と法規を定め、中央政府と地方政府がそれぞれ国を代表して出資者としての職責を果たし、所有者としての権益を享有し、権利、義務と責任をリンクさせ、資産と人員及び業務の管理を結び付けた国有資産管理体制を確立しなければならない<sup>69</sup>。」

これは、今までの国有資産管理体制「国家統一所有、地方分級管理」と異なり、所有権への分級行使である。つまり中央政府が「資産の終極的な所有権」を留保したが、国有資産を具体的に処理する場合、例えば誰が合併・売却の価格を決定する場合においては、中央政府と地方政府が中央国有資産と地方国有資産と分けてそれぞれ決定権限を分担する。

国有資産は国家所有であり、法律上、全国の国有資産は全国人民の所有に帰するという今までの理論は変わっていないのであるが、所有権の分級行使である「国家所有、中央・地方分級行使」という新しい体制が構築される。

「国家所有、地方分級行使」は二つの前提がある。①国家が統一的な法律法規を制定しなければならない。②中央政府が終極的な所有権を行使する。つまり、地方の担当部分に対して必要な時に資産処分 of 最終的な決定権限を有する。この二つの前提のもとで、「国家所有、地方分級行使」は「分級所有」にもたらされる政治的分離の問題を解決することができるとともに、従来の「分級管理」体制によってもたらされた「国有資産の最終責任者不在」の問題も解決することができる<sup>70</sup>と期待されている。

そして、第16回党大会では、中央政府と省、市地方政府がそれぞれ国有資産管理機構を設立すると明確に打ち出された。

2003年3月5日から18日の全人代第10期大会の第1回会議が北京で開催され、中央政府の機構改革（省庁再編）が決定され、国務院の中に国有資産監督管理委員会が新しく設置されるようになった。これにより、財政部や国家経済貿易委員会の国有資産管理の職能が新しい機構に移管された<sup>99</sup>。

### 3. 16期三中全会

2003年10月11日から14日まで、中国共産党第16期第3回全体会議（三中全会）が開かれた。三中全会の最大の特徴は、「近代的財産権制度の構築」と並んで、「株式制は公有制の主な実現形態である」との方針が初めて打ち出された。これにより、大型国有企業の株式制による全面的民営化（私有化）が示唆されたのであった。

発表された「経済所有制に関する決定」は「公有制経済」に関して、「経済市場化の発展という情勢に適応し、……株式所有制を公有制の主な形式としていく」と述べている。世界の反グローバリゼーション運動や闘う労働運動で使われている表現に直せば、JRやNTTと同様、「当面は国を最大の株主として公営企業を全面的に株式会社化し民営化する」ということにほかならない。そこではまた、重要産業以外の国有企業について、「公平な市場競争により存続、または淘汰させていく」と述べ、不採算部門を全面的に切り捨てる国有企業大リストラの方角性もあらためて確認している。

「非公有制経済」、すなわち私的資本主義経済に関しては、誤解の余地なく次のように述べている。「非公有制経済の発展、積極的な導入に力を入れる。個人経営、民間企業など非公有制経済は生産力発展の重要な力であるため、その発展を制限する法律法規および政策を廃止・改正し、体制的な障害を取り除いていく」「インフラ整備、公用事業その他の業種や分野への非公有資本の参入を許可する」「非公有制企業は、投融资、税収、土地利用、対外貿易などの分野で、他所有制企業と同等の待遇を受ける」。

すなわち今後、官僚は自らの判断で私的資本蓄積を妨げるような行為をしてはならないし、私的資本の全面的な行動の自由を保障することを明記した法体系を整備するということである。

これらの三中全会の決定について、国務院国有資産監督管理委員会の李毅中副主任は、2003年10月21日の記者会見で次のようにはっきりと述べた。「公



有制経済の主な形式として株式制を提案し、所有制と社会主義市場経済体制の認識を大きく前進させた』『『帰属を明確にし、保護を厳格にし、流れをスムーズにする』という、新しい財産権制度の整備を提案するとともに、私有財産の保護を初めて盛り込み、資産の秩序ある流動への障害を取り除いた<sup>69)</sup>。』

三中全会は、「WTO規則」が体现する多国籍資本の論理にもとづき、国有企業の株式制による全面的民営化＝私有化を促進し、資本のグローバル化の意識的主体となり、私的資本蓄積に関するあらゆる障害を一掃することを公然と宣言したのである。

「三中全会」の「決定」は「株式所有を公有制の主な形式としていく」、「商業銀行の株式制への移行を促進する」、「国内多国籍企業の発展を促進する」と述べ、税制などでの国有企業などとの均等待遇や公共事業への参画の権利を打ち出している。しかしこれは、何年も前から大規模に進行している現実を、後から確認するものにすぎない。

すでに主要な国有工業は香港などを通じて次々に外資を呼び込み、合併や合作で「外資系」となり、株式を上場して株式会社になっている（もちろん当初の最大の株主はJRやNTTなどと同様、政府になる）。上海など中国株式市場の時価総額は、いまや香港市場と肩を並べる規模になっているが、その上場企業の最大多数派が「国有」株式会社なのである。

国有銀行の株式会社化も同様である。たとえば四大国有商銀の一つである中国銀行は2002年7月に香港市場に上場、続いてニューヨーク市場への上場をめざしている。中国銀行はさらに、米最大手投資銀行モルガン・スタンレーと合併して中国最大の対外投資銀行である「中金公司」を設立した。主要業務はデリバティブなどの金融投機である。すでに中国の「国有」銀行は、カジノ資本主義のプレーヤーとして金融賭博の鉄火場に登場するまでになっているのである。

#### 4. 憲法改正案の最初の審議

2003年12月22日に、全国人民代表大会（全人代）常務委員会は、憲法改正案を審議し、江沢民の提唱した「三つの代表」思想と「私有財産保護」を憲法に明記することを求めた中国共産党案が提出された<sup>70)</sup>。2004年3月の全人代で正式に承認される予定である。提出された改正案によれば、「先進的な生産

力、文化、最も広範な人民の根本利益を代表する」との考えで、私営企業家の入党に道を開いた「三つの代表」思想について、「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論を継承し、さらに発展させた国家の指導理念」と定めた。私有財産保護について改正案は「合法的に獲得された私有財産は侵害されてはいけない」と規定し、「市民の私有資産には、現行憲法で侵害されない公有財産と同等の地位を与える」とした。

現行憲法第13条第1項は、「国は公民の合法的収入、貯金、家屋とその他の合法的財産の所有権を保護する」と規定している。この規定は列挙プラス概括の方式で国が保護する個人財産の範疇をはっきりしないと指し示している。公民の収入、貯金、家屋とその他の合法的財産の所有権につき、いずれも生活手段であり、生産手段には言及していない。しかし、実際には、経済の発展に伴って、多くの公民は個人の生活手段を擁しているだけでなく、生産手段も擁している。このような規定はこれまでの経済改革に大きな阻止力になることがなく、その一定の歴史的価値があるが、私有経済の発展と中国の現状には合わなくなった。あいまいに規定するのではなく、明確に私有財産保護を規定すべきと時代の要求が提出された。

1999年の憲法改正の際に、初めて「個人経済、私営経済などの非公有制経済」に憲法上の地位を与えたが、「私有財産」を保護すると明確に規定していなかった。現行憲法第12条は、「社会主義の公共財産は神聖にして侵すべからざるものである」と規定しているが、私有財産に対しては類似の規定はない。憲法の中で私有財産保護の規定がないことは、法体系全体に比較的大きな影響をもたらす。具体的に分析してみよう。

まず、憲法の中で個人財産権を回避すると、その他の法律の中でも回避することしかできなくなる。たとえば、民法通則第75条第1項は「公民の個人財産は、公民の合法的収入、家屋、貯金、生活用品、図書・資料、林木、家畜、法律が公民の所有を許した生産手段およびその他の合法的財産を含む」と規定している。憲法第13条の公民の財産権についての規定と比較すれば、この規定はただ個人財産の形式を数種余分に列挙したにすぎない。しかし、このような一つ一つ列挙する方法は個人財産の範囲の的確性と完全性を保証することができない。もし上述の表現を私有財産に改めるならば、内包がはっきりするだけでなく、社会主義市場経済体制下の収入源の多元化という客観的現実にも合



致する。

次に、憲法と民法が私有財産という概念を使わないため、「合法的収入」という表現を使用するわけにはいかない。憲法自体が法体系の中で最大の効力をもつものであるため、何が合法的なものであるかは憲法の下にある法律、行政法規などによって決定することしかできない。これは明らかに合法的な財産権に対する憲法の保障にとっても不利であり、憲法自体の機能にも合致しない。法体系全体の確立から言って、このような言葉遣いは憲法の規範とその他の法の規範の間に一種の循環論証関係を形成し、法体系全体の内在的構造を傷つける。第三に、個人財産権の確認と保護は権利義務関係を基礎的概念とする法体系の確立に直接かかわる。社会主義市場経済体制の確立と WTO 加盟に従って、中国の法律が国際社会とリンクする必要は日まじに際立っている。こうした背景の下で、公民の権利と国の権力は実際には法体系全体を構成する基礎的概念となっている。

最後に、最も直観的角度から見れば、憲法の中で個人の財産権を承認するのは、憲法、法律が現実の生活との結びつきがあまり緊密でない状況を解決し、憲法と法律に対する国民の認同感を強化するのに役立つ。

そのため、憲法に「私有財産の不可侵」を明記させることを頂点に、資本主義的蓄積をあらゆる領域で保護するための法体系を整備することが、中国経済を主導する資本家階級の当面する最大の政治的要求となっていたのである。

また、私有財産保護に関する憲法改正の背景には、財産の海外への流失の現状がある。

ここ数年来、外国に流出する資本の金額がますます多くなり、導入する外資の金額とほぼ同じとなり、2002年に外資を約500億ドル導入したが、外国に流出した国内資本もこの金額に近いものと言われている。その中に、一部の民営企業オーナーが蓄積した個人財産の安全が保護を得られないことを恐れて、国内での投資を減らし、財産を国外に移すようになった。

私有財産保護の憲法明記には慎重論も根強い。生産面では国有部分が縮小の一途を辿り、土地についても使用権売買によって公有意識が薄れているのが実情である。この上、私有財産不可侵を公式に認知することは「社会主義の看板を下ろすに等しい」と、その形骸化に対する抵抗もある。

## VI おわりに

本稿は、中国建国当初から改革開放後まで、所有制度の発展、社会主義公有制の変容を考察した。とくに、改革開放後における社会主義公有制の発展は、目覚ましいものがある。「要するに、改革開放 20 余年来、中国の所有制の構造は大きな変化をもたらした。まとめてみると、次の三つの面に表われている。(1) 所有制構造の多様化。(2) 企業所有制のしくみの複雑化。(3) 公有制経済方式の多様化である<sup>61)</sup>」と指摘されている。

現代中国歴史上における社会主義所有制度の変容と発展は、中国社会の各分野に大きな変革をもたらしたが、その変革の中心的な部分は、やはり国有企業の民営化・私有化である。

中国は、社会主義公有制・所有制度の変容と発展を基礎にして、株式制度を導入し、経営不振に苦しむ国有企業を株式会社に再編・上場させ、一般投資家の資金を調達して国有企業を救済したが、社会主義公有制を守るための当初の制度設計により、上場会社株式の 6 割以上を占める国有株（国家株と国有法人株）は市場に流通しておらず、このような非流通国有株の問題は、上場した国有企業のみならず、証券市場全体の発展の最大の障害となっている。

中国政府は、この問題を解決するため、2001 年 6 月に「国有株削減による社会保障資金の調達に関する暫定弁法」を公布して国有株の市場への放出を図ったが、投資家の反発は大きく株式相場は急落した<sup>62)</sup>。結局、この政策は失敗し、2002 年 6 月 23 日に国務院はその実施を停止すると発表した。

2002 年 11 月の第 16 回党大会において、新しい国有資産管理体制の構築が掲げられ、国有企業の財産権・所有権の改革が本格的に推し進められ、中国政府は、国内証券市場での国有株売却の失敗をふまえて、2002 年 11 月に外資に国有株を譲渡する政策に転換した<sup>63)</sup>。

国有株の外資への売却は、中国における所有制度の変容と発展の必然の結果であり、言い換えれば、所有制度（財産権・所有権制度）の改革がなければ、国有企業の本格的な民営化・私有化も不可能に違いない。

今後、国有企業の本格的な民営化・私有化を研究するためには、引き続き、所有制度の変容と動向を注意深く見守らなければならないであろう。



- (1) この会議で「社会主義市場経済体制の整備に関する若干の問題についての決定」が採択された。16期三中全会は、「株式制は公有制の主な実現形態である」、「私有財産の保護」等というスローガンを掲げたので、1978年の11期三中全会（改革開放政策の開始）、1993年の14期三中全会（社会主義市場経済と現代企業制度の建設を提出）と並び、三つの歴史的な重要会議と位置づけられている。『人民網日本語版』2003年10月23日。
- (2) 西村幸次郎編『現代中国法講義』（法律文化社、2001年）、iv頁。
- (3) 楊東「中国における国有株の法的な諸問題」『一橋研究』第28巻3号（2003年10月）；楊東「国有株の削減の問題への提言—諸外国の経験を取り入れて」駐日中国大使館教育処・全日本中国留学人員友好連誼会編『第一回留日学人学術研究会論文集』（2002年3月）；楊東「試論依法减持国有股—兼議加入WTO後我国的証券立法」中国社会科学研究会編『全球化下的中国与日本』（社会科学文献出版社、2003年2月）。
- (4) 斎桂珍編『中国改革開放20年叢書 中国所有制改革20年』（中州古籍出版社、1998年）、1頁。
- (5) 王珏、謝魯江編『論現代公有制——關於公有制實現形式的検討』（済南出版社、1998年）、2—4頁。
- (6) 株式会社制度の発生は、17世紀にさかのぼり、19世紀においては準則主義という近代的な株式会社法制度が整備されていた。
- (7) 以下は、主に斎桂珍編・前掲注(4)、王珏、謝魯江編・前掲注(5)、張卓元、胡家勇、劉学敏『論中国所有制改革』（江蘇人民出版社、2001年）を参照。
- (8) 斎桂珍編・前掲注(4)、1—3頁。王珏、謝魯江編・前掲注(5)、2—18頁を参照。
- (9) 斎桂珍編・前掲注(4)、4—7頁を参照。
- (10) 西村・前掲注(2)、2—9頁を参照。
- (11) 西村・前掲注(2)、9頁と西村幸次郎『中国憲法の基本問題』（成文堂、1989年）、104—105頁を参照。
- (12) 馬洪編『中国経済与管理入門』雲南人民出版社、1985年。同書によれば「社会主義改造」の結果、国民所得に占める全民、集団、その他所有形態の比率はそれぞれ1952年の19.1%、1.5%、79.4%から1957年の33.2%、56.4%、10.4%に変わったという。
- (13) 毛沢東は次のように指摘している。すなわち、民族資本は「労働者階級を搾取して利潤追求を得るという一面を持っているとともに、憲法を擁護し、社会主義的改造を受け継ぐことをねがう一面」をも持っている。労働者階級と民族資本階級との矛盾は人民内部の矛盾であり、わが国が民族資本に対して利用制限と改造の政策を実行するには国家資本主義の形態を通じて実現するのである。社会主義改造と国有化政策について、主に西村幸次郎『中国における企業の国有化—政策と法—』（成文堂、1984年）を参照。
- (14) 農業と手工業中の私有制は集団化の方法で実現する。土地制度改革完了後、私有制経済あるいは商工業経済は大河大海のごとく広大な農村にあまねく行き渡っている。毛沢東は明確に次のように指摘している。すなわち、農民大衆にとっては、数千年来すべて個人経済であり、一軒一軒すべて一個の生産単位であった。これら分散した個人的生産は、他ならぬ封建的統治の経済的基礎であると同時に農民自身が陥る永遠の貧困苦であった。このような状態を克服する唯一の方法は、とりもなおさず一步一步集団化を実現していくほかなかった。集団化実現に到達する唯一の道は、レーニンの言っているとおり、合作社（協同組合）をつくる以外になかった。
- (15) 王珏、謝魯江編・前掲注(5)を参照。
- (16) 西村・前掲注(2)、9頁を参照、なお、「プロレタリアート独裁下の継続革命論」と「ブルジョア的権利の制限」の基本理論について、西村幸次郎『中国憲法の基本問題』の「公民の個人的所有権」（成文堂、1989年）105—110頁で述べている。

- (17) 西村・前掲注(2), 9-10頁。
- (18) 三資とは合併, 合作, 外資を意味し, 合併は外資との共同経営, 合作は協力提携, 外資は単独の外資系企業のことをさす。
- (19) 斎桂珍編・前掲注(4), 8-9頁を参照。
- (20) 斎桂珍編・前掲注(4), 11-12頁を参照。
- (21) 以下の憲法改正の内容は, 主に西村・前掲注(2), 西村幸次郎「憲法の今日的問題」『現代中国の法と社会』(法律文化社, 1998年) 61-65頁, 韓大元編『新中国憲法発展史』(河北人民出版社, 2000年), 228-238頁, 王叔文, 畑中和夫, 山下健次, 西村幸次郎編『現代中国憲法論』(法律文化社, 1994年)を参照。
- (22) 以下は, 西村・前掲注(2), 10-11頁と韓大元編『新中国憲法発展史』(河北人民出版社, 2000年), 228-238頁を参照した。
- (23) 西側資本主義の国が社会主義の国の内部から資本主義の勢力を培養して社会主義政権を武力的ではなく平和的に転覆することを「和平演変」と呼ぶ。「反和平演変」とは, 社会主義の国がこれと対抗するためのである。
- (24) 中国でも社会主義の維持を強調する保守派の思想を「左」の思想と呼び, 資本主義自由化を主張する思想を「右」の思想と呼ぶ。
- (25) 以下は『鄧小平文選』第三巻(人民出版社, 1993年)を参照した。
- (26) 以下の内容は, 江沢民「改革・開放と現代化のテンポを速め中国特色をもつ社会主義事業のさらなる勝利を勝ち取ろう—中国共産党第14回全国代表大会における報告」『北京週報』1992年第43号別冊付録 朱鋒主編・『中華人民共和國憲法』釈義(人民出版社, 1993年), 37頁以下, 上原一慶「改革・開放の深化と中国社会主義の可能性」『現代中国』第67号, 18頁以下。内藤昭「世界経済の中における中国経済」『中国と東アジア』第31号24頁以下参照。
- (27) 以下の憲法改正の内容は主に西村・前掲注(2), 西村幸次郎「憲法の今日的問題」『現代中国の法と社会』(法律文化社, 1998年), 61-65頁, 王叔文, 畑中和夫, 山下健次, 西村幸次郎編『現代中国憲法論』(法律文化社, 1994年), 韓大元編『新中国憲法発展史』(河北人民出版社, 2000年), 228-238頁を参照。
- (28) 憲法第7条において, 「国営経済は, 社会主義の全人民所有制経済であり, 国民経済の中の主導的な力である。国家は, 国営経済の強化及び発展を保障する。」を「国有経済, すなわち社会主義の全人民所有制の経済は, 国民経済の中の主導的な力である。国家は, 国有経済の強化及び発展を保障する。」に改めた。
- (29) 憲法第16条において, 「国営企業は, 国家の統一的指導への服従及び国家計画の全面的達成を前提として, 法律の定める範囲内において, 自主的に経営する権利を有する。」という内容を「国有企業は, 法律の定める範囲内で自主的に経営する権利を有する。」に改めた。
- (30) 『北京週報』1993年第21号, 29頁。
- (31) 西村幸次郎「憲法の今日的問題」『現代中国の法と社会』(法律文化社, 1998年), 63-64頁。
- (32) 西野久雄『資本主義をめざす中国』(リーベル出版, 1993年), 92頁。
- (33) 中国で証券・株式という制度の導入は, 社会主義所有制理論の発展, 公有制理論の発展, ひいては憲法改正と深く関わっている。
- (34) 『北京週報』1997年40号8頁以下。なお, 江報告の引用箇所の頁数は省略する。
- (35) 以下「江報告」という。
- (36) 以下は『北京週報』1997年40号8頁以下と西村幸次郎「第15回党大会と中国の政治展望」『21世紀中国—成功と危機の狭間で』日中経済協会1998年4月を参照。以下の内容は, 第1章の第2節の関連部分と重なるが, 分析の便宜上, 江沢民報告の内容を重複して引用した場合がある。
- (37) 「各所有制経済を共に発展させる」(朱鎔基)『中国通信』, 1997年9月18日, 25頁。



- (38) 李輯「公有制の多種の実現形態を模索」『北京週報』1998年1号13頁以下、王茂林「積極探索 公有制的多種實現形式」『經濟日報』1997年10月6日。なお、翁傑明他編/莫邦富他訳『江沢民と本音で語る』（日本経済新聞社、1997年）、242-243頁。
- (39) 王連洲、李誠編『中国証券市場系列 風風雨雨証券法』、上海三聯書店 2000年、115頁。
- (40) 王連洲、李誠編・前掲注(39)、115-116頁。
- (41) 憲法第8条第1項において、「農村における各戸生産高連動請負を主とする責任制並びに生産、供給販売、信用及び消費等の各種形式の協同組合経済は、社会主義の労働大衆による集団所有制経済である。農村集団経済組織に参加する労働者は、法律に規定する範囲内において自留地、自留山及び家庭副業を営み、並びに自留家畜を飼養する権利を有する。」を「農村集団経済組織は、家庭請負経営を基礎とし、統一と分散を結合させた二重経営体制を実施する。農村における生産、供給販売、信用及び消費等の各種形式の協同組合経済は、社会主義の労働大衆による集団所有制経済である。農村集団経済組織に参加する労働者は、法律に規定する範囲内において自留地、自留山及び家庭副業を営み、並びに自留家畜を飼養する権利を有する。」に改めた。
- (42) 第11条：「法律に規定する範囲内の個人経済及び私营経済等の非公有制経済は、社会主義市場経済の重要な構成部分である。国家は、個人経済及び私营経済の適法な権利及び利益を保護する。国家は、個人経済及び私营経済に対し指導、監督及び管理を実施する。」
- (43) 以下は、韓大元編『新中国憲法発展史』（河北人民出版社、2000年）、228-238頁、小島朋之「江沢民の「重要思想」を宣伝」『東亞』2001年8号を参照。
- (44) 『人民日報』2001年7月2日を参照。
- (45) 凌隆「充分認識个体私营經濟的作用」『人民日報』2001年7月5日。
- (46) 「全国非公有制經濟組織党建取得新進展」『人民日報』2001年6月21日、「浙江非公有制經濟党旗高揚」『人民日報』2001年6月24日および孫安民「釈放非公有制經濟發展的活力」『北京日報』2001年7月9日。
- (47) 老兵「不要昧着良心說話」『中流』2001年第6期、14頁。
- (48) 老兵・前掲注(47)、15頁。
- (49) 老兵・前掲注(47)、16-17頁。
- (50) 老兵・前掲注(47)、17頁。
- (51) 冬青「走出經濟理論的誤区」『中流』2001年第6期、26-28頁。
- (52) 株式会社制度は、本来、財産の私的所有制度を前提にしている。株式会社形態は大量の資本を集め、投資リスクを分散させるために現れた企業形態である。株式会社制度は、一面では、近代組織として近代的な民主政治体制を基礎付けてきたという側面を有しているが、他面において、制度の効率的な運営がなされるためには、政治組織によって構築され運用される法律制度の保障に負うところが大きい。アメリカ新大陸におけるイギリス植民地の建設は、国王から特許状を得て営利会社を設立することによって始められた。また、各植民地では、会社組織から影響を受けて、自治組織が設置され、代議制議会が招集されるようになった。後に、マサチューセッツ湾会社における特許状の憲法への転化を経て、コネティカットのタウンの人々が起草したコネティカット基本法は、近代民主主義の最初の成文憲法に転化されてきた。詳細は、浜田道代「会社制度と近代的憲法体制の交錯——黎明期のアメリカにおけるその歴史的展開——」青竹正一ほか編『現代企業と法』（名古屋大学出版会、1991年）227頁以下。
- (53) 西村・前掲注(2)、v頁。
- (54) この点について、以下の文献を参考した。本報評論員「馬克思主義的綱領性文獻」『人民日報』2001年7月3日、「江総書記七一重要講話凝聚民心」『人民日報』2001年7月5日、本報評論員「在實踐中不斷豐富和發展馬克思主義」『人民日報』2001年7月6日、嚴昭柱「中国化馬克思主義的新發展」『北京日報』2001年7月9日、新華社特約評論員「把思想行動统一到講話精神上来」

『光明日報』2001年7月10日、劉雲山「堅持馬克思主義与中国實際相結合不断豐富和發展馬克思主義」『光明日報』2001年7月10日及び鄭必堅「三個代表思想是新世紀党的建設的偉大綱領」『光明日報』2001年7月11日。

- (55) 一方、鄧小平は試行錯誤の道を歩んだが、彼が追求してやまなかった課題は、中国の「発展」であった。鄧小平は「発展主義者」であった。鄧小平路線を担うにふさわしい政党の名は「中国發展党」だという意見もある。
- (56) 第16回党大会の江沢民報告「いくらかゆとりのある社会を全面的に築き上げ、中国の特色のある社会主義事業の新局面を切り開こう」『人民網日本語版』2002年11月18日。
- (57) 國務院發展研究中心企業研究所国有資産管理体制研究課題組（陳小洪，張文魁，李夷兆熙）「国研報告：関与国有資産管理体制的一些看法和建議」『中国經濟時報』2002年12月2日。
- (58) 今までの国有資産の管理権は7つの部門に分散されていた：国家發展計画委員会，經濟貿易委員会，財政部，国有銀行，中央大型国有企業工作委員会，人事部，組織部などであり、「七龍治水」と呼ばれ，国有資産の出資者代表の職責は不明確で，行政介入と責任者不在問題が深刻であった。
- (59) 『人民日報』2003年10月22日。
- (60) 「憲法に私有財産保護明記へ 中国が改正案審議」『共同通信』2003年12月23日。
- (61) 孟範昆「マルクスの公有制理論と中国社会主义建設の實踐」『江西法学』2000年1月第71号，35頁。
- (62) 上海・深圳証券取引所の株価指数は，2001年6月の2200ポイントから10月の1520ポイントとなり，その後（2003年12月現在まで）株価は高度成長の中国經濟と裏腹に1500前後に低迷している。
- (63) 中国の国有株の外資への売却および上場会社の外資 M&A 等について，布井千博監修・楊東「中国における上場会社に対する外資 M&A をめぐる法律問題」（上，中，下）『國際商事法務』2004年3月号，4月号，5月号（Vol.32のNo.3;No4;No5）を参照されたい。